

## 景観形成に向けた事前協議手続の制定及び 景観アドバイザー制度の創設（案）について意見を募集します

平成30年12月に改定した景観計画を受け、景観上影響の大きい建築物等について景観法に基づく届出を円滑に行うため事前協議を設けること、また、良好なデザインの誘導を行うため専門家による技術的な助言を行う機会を設けることといたしました。

この度、事前協議手続及び景観アドバイザー制度（案）を取りまとめましたので、これについて意見募集を行います。

### 1 意見募集期間

令和2年12月10日(木)から令和3年1月12日(火)まで ※消印有効

### 2 閲覧場所

川崎市ホームページ、各区役所市政資料コーナー、各支所、各出張所、かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）、各市民館、各図書館、市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課（川崎フロンティアビル7階）、まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当（明治安田生命川崎ビル5階）

### 3 意見書の提出方法

次のいずれかの方法により提出（電話による意見等は受け付けておりません）。なお、様式は自由となります。

#### (1) 郵送又は持参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当（明治安田生命川崎ビル5階）

#### (2) FAX

FAX番号 044-200-3969

#### (3) 電子メール

市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信

※ 意見書の書式は自由です。必ず「題名（景観形成に向けた事前協議手続の制定及び景観アドバイザー制度の創設（案）」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記していただきます。

※ 電話や来庁による口頭での御意見は受け付けておりません。

### 4 その他

お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き、類似の内容を整理又は要約した上で、御意見とそれに対する本市の考え方を取りまとめてホームページ等で公表する予定です。

#### ■問合せ先

川崎市役所 まちづくり局 計画部  
景観・地区まちづくり支援担当 日野  
電話 044-200-3010